

熊本県公報

第 1 1 5 4 4 号
平成 19 年 5 月 2 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧……………(団体支援総室)	1
○平成 19 年度 2 等陸・海・空士自衛官採用試験の受付期間等……………(市町村総室)	1
○平成 19 年度包括外部監査契約の締結……………(人 事 課)	2
公 告	
○土地改良区役員の氏名変更……………(農村計画・技術管理課)	3
○土地改良区役員の退任及び就任……………(")	3
○ "……………(")	4
○特定非営利活動法人の設立認証申請……………(男女共同参画・パートナーシップ推進課)	4
○大規模小売店舗立地法に基づく届出……………(商工政策課)	5
○境川水系河川整備基本方針の公表……………(河 川 課)	5
○県営土地改良事業の工事完了……………(農村計画・技術管理課)	5
○ "……………(")	6
○団体営土地改良事業の工事完了……………(")	6
○団体営土地改良事業施行の同意……………(")	6
○土地改良区役員の退任及び就任……………(")	6
○大規模小売店舗立地法に基づく届出……………(商工政策課)	7
○ "……………(")	7
○ "……………(")	8

告 示

熊本県告示第 416 号

漁船損害等補償法(昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。)第 112 条第 1 項の同意を求め、漁船損害等補償法施行令(昭和 27 年政令第 68 号)第 5 条第 1 項の規定による事前の届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成 19 年 5 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 加入区 の 名 称
松島加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
上天草市松島町合津 6959 の 5 番地 中崎 勝男
上天草市松島町合津 7360 番地 杉田 和晴
上天草市松島町合津 6926 番地 山下 勝明
- 3 法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
天草漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成 19 年 5 月 2 日から平成 19 年 5 月 16 日まで
- 5 縦覧場所
天草漁業協同組合

熊本県告示第 417 号

平成 19 年度 2 等陸士、2 等海士及び 2 等空士として採用する自衛官の募集期間及び応募資格が定められ、かつ、試験期日、試験場並びに連絡先の位置及び名称を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令(昭和 29 年政令第 179 号)第 114 条、第 117 条第 1 項及び第 118 条の規定に基づき告示する。

平成 19 年 5 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 受付期間
(1) 男子
年間を通じ実施する。ただし、平成 20 年 3 月高等学校卒業予定者及び中等教育学

- 校卒業予定者の受付は、文部科学・厚生労働両省から示された期日以降実施する。
- (2) 女子
平成 19 年 8 月 1 日 (水) から同年 9 月 7 日 (金) まで (締切日必着)。ただし、平成 20 年 3 月高等学校卒業予定者及び中等教育学校の後期課程修了予定者の受付は文部科学・厚生労働両省から示された期日以降実施する。
- 2 応募資格
- (1) 男子
日本国籍を有し、採用予定月の 1 日現在、18 歳以上 27 歳未満の男子
- (2) 女子
日本国籍を有し、採用予定月の 1 日現在、18 歳以上 27 歳未満の女子
- 3 試験期日
- (1) 男子
受付時に指定する。ただし、平成 20 年 3 月高等学校卒業予定者及び中等教育学校卒業予定者のための試験は、原則として、平成 19 年 9 月 16 日 (日) 以降に実施する。
- (2) 女子
平成 19 年 9 月 24 日 (月) 及び 25 日 (火)
- 4 試験場
受付時又は受験票交付時に指定する。
- 5 連絡先の位置及び名称

位 置	名 称	電 話 番 号
〒 862-0971 熊本市大江四丁目 2 番 21 号	自衛隊熊本地方協力本部	096-366-1271
〒 862-0971 熊本市大江四丁目 2 番 21 号	熊本分駐所	096-366-1274
〒 862-0954 熊本市神水一丁目 3 番 7 号	熊本募集案内所	096-384-6330
〒 869-0407 宇土市松原町 25 番地 7	宇城募集案内所	0964-23-2047
〒 865-0064 玉名市中 1908 番地 2	玉名地域事務所	0968-72-4211
〒 861-0501 山鹿市山鹿 417 番地	山鹿地域事務所	0968-43-7457
〒 861-1306 菊池市大琳寺 239 番地	菊池分駐所	0968-24-2772
〒 866-0883 八代市松江町 526 番地 3	八代出張所	0965-33-7001
〒 867-0042 水俣市大園町一丁目 11 番 5 号	水俣地域事務所	0966-63-5863
〒 868-0008 人吉市中青井町 320 番地 13	人吉地域事務所	0966-22-4704
〒 863-0034 天草市浄南町 1 番地 13 号	天草駐在員事務所	0969-22-3349
〒 869-2612 阿蘇市一の宮町宮地 4546 番地 3	阿蘇地域事務所	0967-22-4575

熊本県告示第 418 号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 252 条の 36 第 1 項の規定により包括外部監査契約を締結したので、同条第 5 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成 19 年 5 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏名 荒木幸介
- (2) 住所 熊本市新屋敷二丁目 23 番 24 号
- 2 契約の期間
平成 19 年 4 月 2 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
- 3 監査に要する費用の額の算定方法

- 契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算
- 4 監査に要する費用の支払方法
契約で定める基本費用の額の範囲内における前金払及び監査の結果に関する報告提出後の精算払

公 告

熊本県公告第 388 号

玉名郡長洲町菰屋土地改良区の役員の氏名を次のとおり変更した旨の届出があった。
平成 19 年 5 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	新 氏 名	旧 氏 名	住 所
理事	西山 敬一	西山 敬一	玉名郡長洲町大字永塩 393 番地 2

熊本県公告第 389 号

玉名郡長洲町菰屋土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。
平成 19 年 5 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	西山 敬一	玉名郡長洲町大字永塩 393 番地 2
"	百田 才太	荒尾市菰屋 1151 番地 1
"	村岡 剛	玉名郡長洲町大字永塩 1834 番地
"	土田 重人	玉名郡長洲町大字永塩 1883 番地
"	城戸 堅士	玉名郡長洲町大字永塩 363 番地
"	池上 徳二	玉名郡長洲町大字永塩 1314 番地
"	福田 一吉	玉名郡長洲町大字永塩 1217 番地 2
"	田上 繁	荒尾市菰屋 1135 番地 2
"	藤岡 孝喜	荒尾市菰屋 1236 番地
"	馬淵 孝康	荒尾市菰屋 93 番地
"	村上 欣一	荒尾市菰屋 1186 番地
"	百田 才次	荒尾市菰屋 1163 番地
監事	田上 稔	荒尾市菰屋 1048 番地
"	大川 正道	玉名郡長洲町大字永塩 1975 番地 2
就任		
理事	西山 敬一	玉名郡長洲町大字永塩 393 番地 2
"	百田 才太	荒尾市菰屋 1151 番地 1
"	村岡 剛	玉名郡長洲町大字永塩 1834 番地
"	土田 重人	玉名郡長洲町大字永塩 1883 番地
"	城戸 堅士	玉名郡長洲町大字永塩 363 番地
"	池上 徳二	玉名郡長洲町大字永塩 1314 番地
"	福田 一吉	玉名郡長洲町大字永塩 1217 番地 2
"	田上 繁	荒尾市菰屋 1135 番地 2
"	藤岡 孝喜	荒尾市菰屋 1236 番地
"	馬淵 孝康	荒尾市菰屋 93 番地
"	村上 欣一	荒尾市菰屋 1186 番地
"	百田 才次	荒尾市菰屋 1163 番地
監事	田上 稔	荒尾市菰屋 1048 番地
"	大川 正道	玉名郡長洲町大字永塩 1975 番地 2

熊本県公告第 390 号

球磨郡相良村相良村土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。
平成 19 年 5 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	矢 上 雅 義	球磨郡相良村大字深水 1355 番地の 2
"	平 田 春 喜	球磨郡相良村大字柳瀬 786 番地
"	平 川 元 之	球磨郡相良村大字柳瀬 191 番地
"	山 中 弘 美	球磨郡相良村大字柳瀬 727 番地の 13
"	倉 田 茂	球磨郡相良村大字柳瀬 986 番地の 20
"	黒 木 俊 秀	球磨郡相良村大字川辺 5129 番地
"	松 本 武 明	球磨郡相良村大字川辺 1815 番地の 1
"	川 邊 福 光	球磨郡相良村大字川辺 5461 番地
"	小 村 利 雄	球磨郡相良村大字柳瀬 98 番地
"	岩 崎 盛 光	球磨郡相良村大字川辺 210 番地の 12
"	伊 東 政 継	球磨郡相良村大字川辺 706 番地
"	池 田 惠 次	球磨郡相良村大字深水 897 番地
監事	中 竹 義 盛	球磨郡相良村大字柳瀬 794 番地
"	宮 原 清 人	球磨郡相良村大字柳瀬 160 番地の 1
"	原 口 頼 敏	球磨郡相良村大字深水 1226 番地の 2
就任		
理事	矢 上 雅 義	球磨郡相良村大字深水 1355 番地の 2
"	平 田 春 喜	球磨郡相良村大字柳瀬 786 番地
"	宮 崎 浩 明	球磨郡相良村大字柳瀬 360 番地の 8
"	山 中 弘 美	球磨郡相良村大字柳瀬 727 番地の 13
"	倉 田 茂	球磨郡相良村大字柳瀬 986 番地の 20
"	黒 木 俊 秀	球磨郡相良村大字川辺 5129 番地
"	丸 目 照 治	球磨郡相良村大字川辺 1638 番地の 1
"	中 村 和十四	球磨郡相良村大字川辺 5386 番地の 1
"	古 川 十 市	球磨郡相良村大字柳瀬 135 番地
"	岩 崎 盛 光	球磨郡相良村大字川辺 210 番地の 12
"	伊 東 政 継	球磨郡相良村大字川辺 706 番地
"	萩 原 憲 之	球磨郡相良村大字深水 875 番地
監事	中 竹 義 盛	球磨郡相良村大字柳瀬 794 番地
"	先 田 文 隆	球磨郡相良村大字柳瀬 587 番地
"	川 邊 福 光	球磨郡相良村大字川辺 5461 番地

熊本県公告第 391 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 5 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 申請年月日
平成 19 年 4 月 1 日
- 名称
特定非営利活動法人ライフサポート龍田
- 代表者の氏名
市原 孝行
- 主たる事務所の所在地
熊本市龍田弓削一丁目 14 番 71 号
- 定款に記載された目的
この法人は、要援護者や高齢者・障害者・幼児に対して、地域密着型サービスの小規

模多機能型居宅介護や子育て支援のための育児サークル等に関する事業を行い、安心してすごせる町作りと地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

熊本県公告第 392 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 19 年 5 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
HI ヒロセ田崎店
熊本市上代一丁目 557 番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 設置する者
株式会社ホームインプルーブメントひろせ 代表取締役 廣瀬舜一
大分県大分市萩原一丁目 18 番 2 号
 - (2) 小売業を行う者
株式会社ホームインプルーブメントひろせ 代表取締役 廣瀬舜一
大分県大分市萩原一丁目 18 番 2 号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成 19 年 12 月 7 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
7,550 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
470 台
 - (2) 駐輪場の収容台数
70 台
 - (3) 荷さばき施設の面積
109 平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
34 立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前 8 時 閉店時刻 午後 10 時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 7 時 30 分から午後 10 時 30 分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
6 か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後 7 時まで
- 7 届出年月日
平成 19 年 4 月 6 日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 19 年 5 月 2 日から平成 19 年 9 月 2 日まで

熊本県公告第 393 号

次の河川に係る河川整備基本方針を定めたので、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 16 条第 5 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 19 年 5 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 河川名 二級河川境川
- 2 河川整備基本方針の公表場所
熊本県土木部河川課及び熊本県玉名地域振興局土木部企画調査課
- 3 公表期間
平成 19 年 5 月 2 日から

熊本県公告第 394 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 19 年 5 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農用地の保全	大鶴 (錦町)	平成 19 年 1 月 17 日	平成 19 年 3 月 31 日	熊本県

熊本県公告第 395 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 19 年 5 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農用地の保全	大権寺 (天草市)	平成 18 年 9 月 13 日	平成 19 年 3 月 9 日	熊本県
農用地の保全	稚児崎 (天草市)	平成 18 年 9 月 6 日	平成 19 年 3 月 27 日	熊本県

熊本県公告第 396 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 2 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 19 年 5 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
区画整理、農業用排水施設	荒平(荒平工区)	平成 13 年 3 月 31 日	平成 14 年 3 月 31 日	天草市

熊本県公告第 397 号

平成 19 年 2 月 14 日付けで熊本市長幸山政史から協議のあった木部無田地区土地改良事業（区画整理）の施行については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 19 年 4 月 23 日付けで同意した。

平成 19 年 5 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 398 号

大津町錦野土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。

平成 19 年 5 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	宇都宮 誠	菊池郡大津町外牧 360 番地 3
"	荒 牧 達 也	菊池郡大津町外牧 353 番地
"	中 野 猛 重	菊池郡大津町外牧 386 番地
"	栗 木 生 夫	菊池郡大津町外牧 84 番地
"	高 橋 國 利	菊池郡大津町外牧 1249 番地
"	佐 藤 秋 雄	菊池郡大津町外牧 35 番地 1
"	東 延 生	菊池郡大津町錦野 923 番地 1
"	田 上 稔	菊池郡大津町錦野 731 番地
"	緒 方 章	菊池郡大津町岩坂 580 番地
監事	古 庄 達 男	菊池郡大津町外牧 410 番地
"	阪 田 一 孝	菊池郡大津町外牧 77 番地

就任	田 中 顯 憲	菊池郡大津町錦野 354 番地
	坂 本 学	菊池郡大津町岩坂 792 番地
理事	宇都宮 誠	菊池郡大津町外牧 360 番地 3
	荒 牧 達 也	菊池郡大津町外牧 353 番地
	古 庄 義 孝	菊池郡大津町外牧 425 番地
	栗 木 生 夫	菊池郡大津町外牧 84 番地
	高 橋 國 利	菊池郡大津町外牧 1249 番地
	佐 藤 秋 雄	菊池郡大津町外牧 35 番地 1
	中 畠 正 見	熊本市楠野町 1117 番地 3
	中 山 篤 信	菊池郡大津町錦野 895 番地
	江 藤 梅 雄	菊池郡大津町岩坂 762 番地
監事	緒 方 一 行	菊池郡大津町外牧 414 番地
	阪 田 一 孝	菊池郡大津町外牧 77 番地
	田 中 清 徳	菊池郡大津町錦野 476 番地
	坂 口 茂 幸	菊池郡大津町岩坂 576 番地

熊本県公告第 399 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 4 項及び同法第 6 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 19 年 5 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス山鹿店
山鹿市鹿校通一丁目 1 番 24 号
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
変更前 午後 9 時
変更後 午後 10 時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前 9 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
変更後 午前 9 時 30 分から午後 10 時 30 分まで
- 3 変更する年月日
平成 19 年 4 月 20 日
- 4 届出年月日
平成 19 年 4 月 18 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び鹿本地域振興局総務振興課
平成 19 年 5 月 2 日から平成 19 年 9 月 2 日まで

熊本県公告第 400 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 19 年 5 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
DIY ホームセンターハンズマン菊陽店 別棟
菊池郡菊陽町大字津久礼字久保 2767 番 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 設置する者
株式会社ハンズマン 代表取締役社長 大藪明照
宮崎県都城市吉尾町 2080 番地
 - (2) 小売業を行う者
株式会社ハンズマン 代表取締役社長 大藪明照
宮崎県都城市吉尾町 2080 番地
- 3 大規模小売店舗を新設する日

- 平成 19 年 12 月 19 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,452 平方メートル
 - 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
787 台 (うち 712 台は本棟と共用)
 - (2) 駐輪場の収容台数
99 台 (本棟と共用)
 - (3) 荷さばき施設の面積
65 平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
45 立方メートル (本棟と共用)
 - 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前 7 時 閉店時刻 午後 10 時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 6 時 30 分から午後 10 時 30 分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
17 か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後 10 時まで
 - 7 届出年月日
平成 19 年 4 月 18 日
 - 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び菊池地域振興局総務振興課
平成 19 年 5 月 2 日から平成 19 年 9 月 2 日まで

熊本県公告第 401 号

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 19 年 5 月 2 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
DIY ホームセンターハンズマン菊陽店 本棟
菊池郡菊陽町大字津久礼字久保 2764 番 2 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名
又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 設置する者
株式会社ハンズマン 代表取締役社長 大藪明照
宮崎県都城市吉尾町 2080 番地
 - (2) 小売業を行う者
株式会社ハンズマン 代表取締役社長 大藪明照
宮崎県都城市吉尾町 2080 番地
- 3 大規模小売店舗を新設する日
平成 19 年 12 月 19 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
9,648 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
767 台 (うち 712 台は別棟と共用)
 - (2) 駐輪場の収容台数
99 台 (別棟と共用)
 - (3) 荷さばき施設の面積
183 平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
45 立方メートル (別棟と共用)
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前 7 時 閉店時刻 午後 10 時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 6 時 30 分から午後 10 時 30 分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
15 か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後 10 時まで
- 7 届出年月日

- 平成19年4月18日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び菊池地域振興局総務振興課
平成19年5月2日から平成19年9月2日まで

